

介護テクノロジー環境等最適化支援業務委託参加事業所募集要項

1. 目的・概要

高齢化社会の進展に伴い、介護ニーズの急増が見込まれる一方、生産年齢人口の減少により、介護を支える人材の確保は一層困難になることが予想されています。

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要があります。

一方で、業務ごとなどに複数導入された介護テクノロジーによる費用の増加と業務見直しなどの業務効率化に資する課題が生じつつあります。

このため、本市では、介護サービス事業所で利活用されている既存介護テクノロジーについて、導入・環境状況の把握、運用の見直し等の業務効率化に資する対応方針や、既存介護テクノロジーの整理を含めたコスト削減方針策定などの最適化のための支援のほか、周辺の介護サービス事業所が最適化実施の際の参考となるよう、横展開資料等の作成を実施することとしたため、本事業の主旨を理解し、専門的事業者による支援による、介護テクノロジー環境等最適化に取り組む介護サービス事業所を募集するものです。

2. 実施内容

本市が委託した専門的な事業者により、介護サービス事業所既存の介護テクノロジー（介護ロボット・ICT 等機器）の導入目的や利用状況、費用及び関連する業務の運用等を確認し、現状把握及び棚卸などの整理ができるよう、支援を実施します。

また、汎用的かつ実用的な帳票や様式等を作成し、介護テクノロジー等に関する課題の抽出、事務見直し及び業務効率化について把握できるよう支援します。

そのうえで、今後の対応方針として、既存介護テクノロジーの統廃合を踏まえたコスト削減方針や、運用の見直しなどの業務効率化に資する対応方針について検討及び策定ができるよう支援します。

また、最適化支援の確認や相談等、問い合わせ対応の支援も行います。

3. 事業スケジュール

本事業のスケジュールについては、次のとおりです。

2026 年(令和 8 年)9月～10月	対象介護サービス事業所の決定
2026 年(令和 8 年)10月～	最適化支援の実施
2027年(令和9年)3月～	結果報告
3月下旬	事業完了

※時期については予定となります。詳細は対象介護サービス事業所と調整のうえ、実施します。

4. 募集事業所

次に掲げる市内介護サービス事業所のうち1施設とします。

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

5. 参加要件

本事業の趣旨に賛同し、次のすべての項目を満たす施設を募集します。

- ◆本事業を完遂することができること。
- ◆本事業の実施について、施設における職員及び関係者の理解及び必要に応じて同意を得ることができること。
- ◆本事業で実施する各種調査等に積極的に協力することができること。
- ◆Zoom 等の Web 会議システムによる打合せ等に参加することができること。

6. 参加申込み方法等

次の「(様式1)事業参加申込書」及び「(様式2)事業所調書」を神奈川県電子申請システム(e-kanagawa)から申し込むようにしてください。本市ホームページも併せてご確認ください。

(1) 提出書類

ア (様式1)事業参加申込書

イ (様式2)事業所調書

(2) 提出方法及び提出先

神奈川県電子申請システム(e-kanagawa)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=133273

様式 ID:08332



(3) 提出期限

2026年(令和8年)9月25日(金) 正午まで

(4) 本市ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/projectk.html>

7. 選考方法

提出された(様式1)事業参加申込書及び(様式2)事業所調書を本市で審査し、本事業の実施に最も適していると判断した介護サービス事業所を選定します。

8. その他・留意事項

- ◆本事業における専門的事業者による支援に係る費用は本市が負担します。
- ◆本事業への参加により発生した経費(人件費、光熱費を含む一切の経費)について、その補償を市へ求めることはできません。
- ◆本事業は、対象事業所における最適化を目的として実施するものですが、必ずしもその効果を約束するものではありません。当初期待していた効果を得ることができなかったこと等を理由に、損失等に対する補償を市へ求めることはできません。

9. 問い合わせ先

藤沢市 福祉部 介護保険課 企画・事業所担当

担当:古澤・田中・右原

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎2階

TEL:0466-50-8270(直通)

FAX:0466-50-8443

e-mail:fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp